

## 練習問題（４）

1. （多岐選択式）憲法 9 条の解釈において、憲法九条が放棄しているのは侵略戦争であつて、二項の規定する戦力とは侵略目的の戦力に過ぎないという主張を何というか？
- A) 一項全面放棄説
  - B) 二項全面放棄説
  - C) 限定放棄説
  - D) 統治行為論

**解説** 正解は C)。限定放棄説（自衛戦争容認論）が正しい。

2. （多岐選択式）「征服のための戦争」の放棄を謳っているの次のうちどの国の憲法か？
- A) フランス憲法
  - B) イタリア憲法
  - C) ドイツ憲法
  - D) オランダ憲法

**解説** 正解は A)。フランス憲法が正しい。

3. （空所補充・短答）平和的生存権とは憲法前文の「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、（ ）を有することを確認する」を根拠としたものである

**解説** 正解は「平和のうちに生存する権利」

4. （空所補充・短答）砂川事件（1959 年）以降 2014 年までの日本政府の政府見解は、個別の自衛権は行使できるが（ ）は行使できないというものであった。

**解説** 正解は「集団的自衛権」

5. （正誤問題）以下の命題の正誤を判断し、その理由を述べなさい。  
「国家統治の基本に関する高度な政治性」を有する国家の統治行為については、一切の例外を設けず、司法審査の対象から除外すべきである。この考えを統治行為論という。

**解説** 誤答。「一切の例外を設けず」ではなく、「一見極めて明白に違憲でない限り」が正しい。